

令和 2 事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画変更

令和 2 事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律」(以下「法」という。) 第 23 条の規定に基づき、補助金等の支出を行うものである。

2. 法第 31 条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される交付金として、

交付金 76,800,000 千円

を受け入れることを予定している。

3. 法第 31 条の規定に基づき、医療情報化支援基金を造成するため、

繰入金 76,800,000 千円

を支出することを予定している。

4. 法第 23 条の規定による補助金等として、医療情報化支援基金から資金を取り崩し、

補助金等 (医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務に要する費用を含む) 55,842,799 千円

を支出することを予定している。

注 アンダーラインの部分が、変更後の事業計画である。